<八代市からのお願い>

事業系ごみの分別について

事業系ごみを処理される際は、排出ルールを守って適正に処理をお願いします。ごみの分別と減量、リサイクルに取り組んで環境にやさしい事業所を目指しましょう。 まずはごみの減量化を!

3R ①発生抑制(Reduce) ②再利用(Reuse) ③再生利用(Recycle)

家庭から出るものと変わらないごみや少量であっても必ず分別区分に従って、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を委託してください。

正しく分別をしてください。



適正に管理してください。



『事業者』とは、事務所、商店(個人を含む)、飲食店、工場、ホテル、スーパー、農業、漁業、畜産業など営利目的として事業を営む者だけではなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公益事業等を営む者も含まれます。

事業者の責務

廃棄物処理法第3条の中で、事業者には次の責務があるとされています。

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物を<u>自らの責任において適正に処</u> 理しなければならない。
- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその<u>減量に努めなければならない。</u>
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し<u>国及び地</u>方公共団体の施策に協力しなければならない。

<事業系一般廃棄物の収集運搬>

ごみは、分別区分に従って分別した上で自ら処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可に収集運搬 を委託してください。

八代市の「一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧」

http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00314591/index.html

事業所から出る廃棄物には事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある

ごみには、家庭から生じる家庭ごみと事業活動により生じる事業系ごみ(事業者自らの責任において適正に処理しなければならない)があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。まず、自分の事業所から出るごみが産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを確認し、しつかり理解しましょう。



家庭ごみ (一般家庭から生じるごみ)

お住まいの地域の集積所、または自らエコエイトやつしろへ搬入

事業系一般廃棄物

事業活動により生じた廃棄 物のうち、産業廃棄物に該当 しないもの。 エコエイトやつしろ または一般廃棄処 分業許可業者

(事業活動に生じるごみ)

事業系ごみ

※ 事業系ごみは、同じ品目でも業種により事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分類が異なるものもあります。

産業廃棄物

事業活動により生じた廃棄 物のうち、法令で定められてい るもの。 産業廃棄物処分業 許可業者

※エコエイトやつし ろに搬入できない

産業廃棄物の種類と具体例

1.燃え殻

石炭がら、焼却炉の残渣など

2. 汚泥

工場排水処理や物の製造過程などから排出される泥状のもの

3.廃油

鉱物性油、潤滑油、洗浄油溶剤、 動植物性油、グリーストラップ など

4.廃酸

あらゆる事

業活

動

伴うも

廃硫酸、廃塩酸などすべての酸 性廃液

5.廃アルカリ

写真現像廃液、アルカリ性廃液、 自動車用不凍液 など

合成樹脂くずなど固形状・液状

のすべての合成高分子系化合

6.廃プラスチック類

生ゴム、天然ゴムくず

7.ゴムくず

...

8.金属くず

鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず など

9.ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器 くず

空きびん、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、陶磁器くず など

10.鉱さい

鋳物廃砂、電炉など溶解炉か す不良石灰、粉炭かす など

11.がれき類

工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片 など

12.ばいじん

ばい煙発生施設などの集じん 施設で補足したもの || 13.紙くず

定の事業活

動

に伴う

ŧ

ഗ

14.木くず

15.繊維くず

16.動植物性残さ

17.動物系固形不要 物

18.動物のふん尿

19.動物の死体

製紙業、紙加工製造業、新聞 業、印刷物加工業などから生 ずる紙くず

木材製造業、建設業などの特 定の業種から排出されるもの

建設業(工作物の新築・改築に伴う もの)、繊維工業から生ずる天然繊 継くず など

食品製造業などで原料として 使用した動食物に係る不要物

と蓄場において処分した獣畜、 食鳥処理場において処理した 食鳥

畜産農業から排出される牛、 馬、豚、めん羊、鶏、及び毛皮 獣などのふん尿

畜産農業から排出される牛、 馬、豚、めん羊、鶏、及び毛皮 獣などの死体

20.上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

21.航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物

産業廃棄物はエコエイトやつしろに搬入 できません。産業廃棄物処理業の許可を 有する業者に委託し、適正に処理してくだ さい。

(産業廃棄物に関する詳細:八代保健所33-3198)

特定の事業活動に伴うもの

をもう少し詳しく説明します。

前頁で紹介してあります **あらゆる事業活動に伴うもの** とはその名の とおり、あらゆる事業所から発生した1~12の廃棄物は全て産業廃棄 物になります。

しかし13~19の廃棄物は事業所の業種によって産業廃棄物になった り事業系一般廃棄物になったりします。

13.紙くず

コピー用紙、段ボール、雑誌、カタログ、梱包材、包装紙などの紙製

- Q 自動車整備工場ですが、部品を包んでいた段ボールがあります。産廃?事業系一廃?
- A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。印刷業や出版業、製紙業、建設業から発生した**紙くず**は産業廃棄物になります。

14.木くず

木製テーブル、本棚など木製の家具、小物

- Q 飲食店ですが、木製のテーブルが不要になりました。産廃?事業系一廃?
- A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。家屋解体業、木材製材所、林業、木 材加工所などから発生した**木くず**は産業廃棄物になります。

15.繊維くず

畳、衣類、タオル

- Q 社員の休憩室(和室)の畳が古くなりました。処分したいんですけど。
- A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。繊維工業、建設業などから発生した 繊維くずは産業廃棄物になります。また、事業所から発生した合成繊維は**廃プラ**となり全ての 事業所において産業廃棄物になります。

16.動植物性残さ

骨、あら、野菜くず、酒かす、パンくず、飲食店の食べ残し

- Q 鮮魚店を経営していますが、魚をさばいた後に出た骨や内臓はどうなりますか。
- A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。食品製造業、医療品製造業、香料製造業から発生した廃棄物は産業廃棄物になります。

17. 18.19.省略

お問い合わせ先 八代市循環社会推進課

電話0965-34-1997

電子メールjunkan@city.yatsushiro.lg.jp



環境センターに搬入できる 主な事業系ごみ

〇事業所で発生した次の事業系ごみのうち従業員等が昼食など で個人的に飲食(消費)した後に発生したごみは環境センター に持ち込みできます。

















缶類(飲料、缶詰など)

ペットボトル

プラスチック製容器包 装、紙製容器包装 (弁当容器、菓子袋など)

ガラス・陶磁器類 (栄養ドリンクの空き瓶など)

※「産業廃棄物」を「家庭からのごみ」と偽って持ち込み、処理を行ったり その他、不正に処理した場合は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法 律』違反となる場合があります(5年以下の懲役若しくは1000万円の罰金 またはこの併科)。

生ごみのノくもりを徹底しましょう!!

